

川崎町過疎地域における固定資産税の課税免除について

1. 制度

「過疎地域の持続的発展の視点に関する特別措置法」に基づき、過疎地域内の産業の振興を図るため、川崎町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象資産に係る固定資産税について3年間の課税免除（全額）の適用を受けることができます。

2. 対象区域

川崎町内全域

3. 対象者

青色申告をする個人又は法人

4. 対象となる業種

| | |
|-----------|---|
| 製造業 | 日本標準産業分類の大分類の区分における製造業 |
| 旅館業 | 旅館業法第2条に定められた旅館業（下宿業を除く。） ・ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業 |
| 農林水産物等販売業 | 過疎法第23条に定められた農林水産物等販売業 区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に区域以外のものに販売することを目的とする事業。 例) 観光客向け直売所、農家レストラン |
| 情報サービス業等 | 財務省令第5条の13に定められた事業 ・情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売業、市場調査業 |

5. 課税免除対象となる事業用設備（特別償却設備）と土地

| | 製造業 | 情報サービス業等 | 旅館業 (下宿業は除く) | 農林水産物等販売業 |
|------|--|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 償却資産 | 製造の用に供する機械・装置 | 情報サービス業等の用に供する機械・装置 | 旅館業の用に供する機械・装置 | 製造・加工・調理・販売の用に供する機械・装置 |
| 家屋 | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等） 営業用の事務所・倉庫は対象外 | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等） | 旅館業の用に供する建物とその付属建物（その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。） | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等） |
| 土地 | 令和4年9月15日以降の取得であり、取得の翌日から起算して1年以内に対象家屋の新築・増築工事の着手があった土地の直接製造の用に供する部分 | | | |

6. 手続きの流れ

| | 事業者 | 川崎町 |
|---|---------------|------------------|
| ① | 過疎計画への適合の確認申請 | |
| ② | | 審査の上、計画適合確認書※を交付 |
| ③ | 課税免除申請 | |
| ④ | | 課税免除 |

※確定申告の際に必要なとなります。

7. 課税免除対象となる固定資産と課税免除期間

| | |
|------|--|
| 家屋 | 「建物及び附属建物」のうち、直接事業の用に供されている部分 |
| 償却資産 | 「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供されているもの |
| 土地 | 対象となる家屋の敷地面積部分（取得の日から1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る） |

| 固定資産税 | | 課税免除年度 (3か年度分) | 備考 |
|-------|------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 課税年度 | 固定資産取得日 | | |
| 令和5年度 | 令和4年9月15日～ 令和5年1月1日 | 令和5～7年度 | 最初に課税されることになった年度から3か年度分が課税免除となる。 |
| 令和6年度 | 令和5年1月2日～ 令和6年1月1日 | 令和6～8年度 | |
| 令和7年度 | 令和6年1月2日～ 令和7年1月1日 | 令和7～9年度 | |

【課税免除要件】

ア. 租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特別償却設備）であること。

イ. 令和4年9月15日から令和6年3月31日までに取得等をした設備であること。

ウ. 特別償却設備である家屋及び償却資産の取得価格の合計が、下表の取得価格基準を満たすこと。

| 事業者の業種 | 事業者の資本金規模 | | |
|-----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| | 5,000万円以下 (個人を含む) | 5000万円超 1億円以下 | 1億円超 |
| 製造業 旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 新規・増設のみ対象 | 2,000万円以上 新規・増設のみ対象 |
| 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 500万円以上 | 500万円以上 新規・増設のみ対象 | |

※取得等とは、過疎法第23条の規定による取得または製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得、建設を含みます。

※特別償却設備の取得価格については、法人の採用している消費税の経理方式（税抜・税込）に従います。また、圧縮記帳の適用を受けた対象固定資産の場合は、圧縮記帳後の帳簿価格が取得価格となります。

8. 課税免除の申請期限

原則、各年1月31日まで。ただし、確定申告書関係書類の提出については、3月15日まで。

9. 課税免除申請後の現地調査

課税免除申請後、供用開始されていることを現地調査により確認します。

10. 提出書類

| No. | 区分 | 確認欄 |
|-----|---|-----|
| 1 | 課税免除申請書（川崎町様式） | |
| 2 | 登記事項証明書（土地・家屋・法人） | |
| 3 | 家屋及び構築物の図面 | |
| 4 | 土地、家屋及び構築物の取得価格を証する書類の写し | |
| 5 | 「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」及び「特別償却限度額の計算に関する付表」の写し | |